

廃炉発官R1第176号  
令和元年12月25日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の  
一部補正について

平成30年9月3日付け廃炉発官30第163号をもって申請し、平成30年10月26日付け廃炉発官30第213号及び令和元年12月10日付け廃炉発官R1第151号をもって一部補正しました福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書を別紙のとおり一部補正をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添のとおりとする。

補正箇所、補正理由及びその内容は以下のとおり。

○「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」

一時保管エリア A1, A2仮設保管設備（テント）の廃止及び2020年度までの放射性固体廃棄物等の想定保管量と保管容量の反映に関する変更について、原規規発第1912172号にて認可された実施計画の反映を行う。

Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備

2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設

本文

- ・変更なし

添付資料－16

- ・変更なし

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第6章 放射性廃棄物管理

第39条

- ・変更なし

第40条

- ・変更なし

附則

- ・原規規発第1912172号にて認可された実施計画の反映

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第6章 放射性廃棄物管理

第87条の2

- ・変更なし

附則

- ・原規規発第1912172号にて認可された実施計画の反映

第3編(保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理

- ・変更なし

以上